

# 広報しんち

平成23年6月20日号

## 町臨時職員募集

町では、緊急雇用対策事業として、仮設住宅等の維持管理者および、被災者の健康管理事業等に従事する保健師または看護師とその補助員を募集します。

### 【仮設住宅等の維持管理従事者】

雇用人数 2名

#### 応募資格

- ・震災時に町内に居住していた方で、震災により被災または失業した方
- ・震災時に町内に勤務していた方で、事務所が被災し、失業した方

#### 資格要件

- ・普通自動車免許
  - ・心身ともに健康な方
  - ・屋外での作業が可能な方
- 賃金 日額6,000円

- 休日休暇 週休2日（シフト制・土日勤務有）
  - 雇用期間 7月1日（金）～平成24年3月下旬
  - 業務内容 仮設住宅敷地内の清掃作業等
  - 勤務時間 7時間45分（原則1か月15日間勤務）
  - 勤務場所 町内各仮設住宅および公共施設
  - 応募期限 6月28日（火）
  - 応募・選考方法 都市計画課へ履歴書（顔写真添付）を送付もしくは直接お持ちください。（ただし、土日祝祭日を除く、9時～17時まで）
- 選考は書類選考にて行いますが、応募者多数の場合は面接試験を行います。
- #### その他
- 業務上の事故については、労働者災害補償保険法により対応します。また、雇用保険が適用されます。

用されます。

◎申し込み・問い合わせ

都市計画課（☎21113）

### 【被災者健康管理業務】

保健師または看護師と

その補助員

#### 募集内容

仮設住宅入居者の健康管理等

#### 募集人数

保健師または看護師 1名

補助員 1名

#### 応募資格

- ・今回の震災により被災した方
- ・おおよび失業した方
- ・保健師または看護師の場合は、その資格のある方
- ・普通自動車運転免許
- ・簡単なパソコン操作のできる方

#### 賃金

・心身共に健康な方

#### 補助員

保健師または看護師

日額 7,600円

#### 雇用期間

日額 6,000円

#### 勤務時間

7月1日（金）～平成24年3月下旬

祝日および年末年始を除く月曜日から金曜日

7時間45分（原則1か月20日間勤務）

7月1日（金）～8月1日（月）（土・日曜、祝日を除く）

#### 縦覧時間

8時30分～17時

#### 縦覧場所

税務課

#### ◎問い合わせ

税務課

#### 粗大・有害ごみの収集

震災後、収集を見合わせていました粗大・有害ごみの収集を再開します。

収集日は、平成23年度ゴミ収集カレンダーのとおりです。

#### 次回予定

福田・駒ヶ嶺地区 7月5日（火）

新地地区 7月14日（木）

#### ◎問い合わせ

町民課（☎2116）

#### 平成23年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧

平成23年度の固定資産税縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

これは、平成23年度の固定資産税の基礎となるものです。自分の資産確認のためにも、ぜひ縦覧してください。

縦覧期間

7月1日（金）～8月1日（月）

#### ◎申し込み・問い合わせ

保健センター（☎2096）

#### 平成23年度固定資産税

縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

これは、平成23年度の固定資産税の基礎となるものです。自分の資産確認のためにも、ぜひ縦覧してください。

縦覧期間

7月1日（金）～8月1日（月）

（土・日曜、祝日を除く）

縦覧時間

8時30分～17時

縦覧場所

税務課

### 役場の土・日・祝日の業務について

7月2日（出）より、土・日・祝日の業務については、戸籍の届出受付および震災届出関係のみとなりますので、ご協力をお願いします。

◎問い合わせ 総務課（☎2111）

# 公立相馬総合病院

## 職員募集

―助産師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師―

相馬方部衛生組合では、公立相馬総合病院職員採用候補者試験を行います。

### 職種・採用予定人員

- 助産師 2名程度
- 看護師 8名程度
- 診療放射線技師 1名程度
- 臨床検査技師 1名程度

### 受験資格

#### 助産師・看護師

昭和52年4月2日以降に生まれた方で免許を有する方または同免許取得見込みの方

#### 診療放射線技師・臨床検査技師

昭和49年4月2日以降に生まれた方で免許を有する方または同免許取得見込みの方

試験方法 作文試験、面接試験

### 試験日時

7月19日(火) 10時～

### 試験会場

相馬市役所5階 第3委員会室

### 受験手続

受験申込用紙は、相馬市および新地町のホームページに掲載しております。用紙を出力し、

受験申込用紙に必要事項を記入の上、必要書類(履歴書(写真添付)、職種の免許証の写し(免許を有する者のみ)、最終学歴の卒業(見込み)証明書、成績証明書、健康診断書)を添えて郵送により提出してください。

なお、郵送の際は、80円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

※郵便により受験申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書きし、90円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

### 受付期限

7月12日(火)

必着

### 申し込み・問い合わせ

相馬方部衛生組合事務局

(☎)4124

〒976-8601

相馬市中村字大手先13番地

## 法務局からの

### お知らせ

法務局では、被災された方の不動産や会社の登記などについて

の相談を受け付けています。

### 相談例

- ・倒壊、流出した家屋の登記申請はどうしたらよいか。
- ・相続に関する登記手続きはどうか。
- ・土地や建物の権利証を紛失してしまった。
- ・会社の印鑑や印鑑カードを紛失してしまった。

### お問い合わせ

相談フリーダイヤル

☎0120-227-746

## 悪質商法に注意

震災に便乗した悪質商法が、県内で発生しています。少しでも不審な点があれば、すぐに契約せずに次の連絡先にご相談ください。

### 事例

「市町村から委託されて来た。当社に依頼すれば、行政からの補助が受けられる」などと虚偽の勧誘で契約させる。

### お問い合わせ

震災に関する悪質商法110番

☎0120-214-888

町民課 (☎)2116

## 応急仮設住宅入居・建設状況

応急仮設住宅は、これまで7か所に447戸が完成し、被災された方々が入居を開始しています。

| 仮設住宅       | 所在地    | 戸数  | 入居開始日 |
|------------|--------|-----|-------|
| 小川公園応急仮設住宅 | 小川字川向  | 48  | 4月25日 |
| 小川公園応急仮設住宅 | 小川字川向  | 63  | 5月3日  |
| 広畑応急仮設住宅   | 福田字広畑  | 84  | 5月13日 |
| 作田応急仮設住宅   | 埴木崎字作田 | 46  | 5月15日 |
| 小川北原応急仮設住宅 | 小川字北原  | 23  | 5月21日 |
| 新林応急仮設住宅   | 駒ヶ嶺字新林 | 58  | 5月28日 |
| 前田応急仮設住宅   | 駒ヶ嶺字前田 | 68  | 6月10日 |
| すずめ塚応急仮設住宅 | 杉目字雀塚  | 57  | 6月19日 |
| がんど屋応急仮設住宅 | 杉目字雁小屋 | 126 | 7月末予定 |
| 合計         |        | 573 |       |

お問い合わせ 都市計画課 (☎)2113

## 町内の避難所は 全て閉鎖しました

仮設住宅への入居等により、6月19日をもって町内の避難所は、全て閉鎖となりました。

### お問い合わせ

新地町災害対策本部 (☎)2111

東日本大震災により被災された方へ

# 町民税・固定資産税・国民健康保険税・ 介護保険料・後期高齢者医療保険料の 減免について

町では、東日本大震災により、甚大な被害を受け、税負担が困難になられた方に対し、平成 22 年度（3 月 11 日以降の納期限分）および平成 23 年度の町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を実施します。つきましては、申請受付を次の減免基準により実施します。

## 町民税の減免基準及び割合・・・・・・・・・・・・・・・・

- ① 死亡または行方不明の事実が明らかな場合（申請があったものと見なし減免） 10 分の 10
- ② 生活保護を受けることになった場合 10 分の 10
- ③ 障がい者となった場合 10 分の 9
- ④ 住宅が損壊した場合

平成 22 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、所有する住宅（居住しているもの）または家財が流失もしくは損壊した納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族の所有を含む）

| 合計所得金額             | 損害の程度    | 減免の割合    |
|--------------------|----------|----------|
| 500 万円以下           | 全壊・大規模半壊 | 10 分の 10 |
|                    | 半壊       | 10 分の 5  |
| 500 万円を超え～750 万円以下 | 全壊・大規模半壊 | 10 分の 5  |
|                    | 半壊       | 4 分の 1   |
| 750 万円を超える         | 全壊・大規模半壊 | 4 分の 1   |
|                    | 半壊       | 8 分の 1   |

- ・ アパート、借家住まいの方は家財で判定
- ・ 所有者が非課税の場合は、所有者を扶養している方に減免を適用
- ・ 上記の方以外で、世帯内で所得が多い方を減免対象にすることも可能

- ⑤ 所得が著しく減少した場合
  - ・ 平成 22 年の合計所得金額が 600 万円以下の方で、平成 23 年中の見積所得金額が前年の 3 割～5 割以下に減少した方（減収割合に応じて減免）
  - ・ 農業、漁業者等の自営業を営む方が、平年収入額の 10 分の 3 以上の損出額が見込まれる場合は、平成 22 年の所得金額に応じて減免します。（給与等その他の所得が 400 万円を超える方や、平成 22 年中の合計所得金額が 1,000 万円以上の方を除く）
  - ・ 平成 23 年中の所得見積ができない場合は、来年の所得申告後に申請することができます。

※減免事由が 2 つ以上該当する場合は、減免割合が最も多い規定を適用することができます。

# 固定資産税の減免基準及び割合・・・・・・・・・・・・・・・・

## (1) 土地

| 損害の程度                               | 減免割合     |
|-------------------------------------|----------|
| 被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上            | 10 分の 10 |
| 被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満 | 10 分の 8  |
| 被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満 | 10 分の 6  |
| 被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満 | 10 分の 4  |

## (2) 家屋

| 損害の程度    | 減免割合     |
|----------|----------|
| 全壊と判定    | 10 分の 10 |
| 大規模半壊と判定 | 10 分の 6  |
| 半壊と判定    | 10 分の 4  |

## (3) 償却資産

| 損害の程度                              | 減免割合     |
|------------------------------------|----------|
| 価格の 10 分の 8 以上の価値を減じたとき            | 10 分の 10 |
| 価格の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満の価値を減じたとき | 10 分の 8  |
| 価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき | 10 分の 6  |
| 価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき | 10 分の 4  |

- ① 津波による浸水区域(家屋滅失または土地が使用できなくなった場合)については、賦課前にその区域を告示により指定し、全筆・全棟課税免除とします。
- ② 上記区域から外れた部分については、個別にこの減免規定により減免します。
- ③ り災証明により、津波による全壊または半壊以上のいずれかに該当する建物については、減免申請があったものとみなし減免します。ただし、地震による半壊以上の建物については、減免申請が必要です。
- ④ 償却資産については、流出により明らかに使用できないものと認められるもの以外は、申請による減免とします。

# 国民健康保険税の減免基準及び割合・・・・・・・・・・・・・・・・

- ① 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 10 分の 10
- ② 主たる生計維持者が行方不明である場合 10 分の 10
- ③ 主たる生計維持者の事業収入、給与収入等が減少した場合  
前年中の総所得金額等が 1,000 万円以下の方で、事業収入、給与収入等のいずれかの減少額(保険金により補てんされる金額を控除)が前年中の収入額の 10 分の 3 以上あり、減少する事業収入、給与収入等以外の所得が 400 万円以下の方

(表 1)

| 前年中の合計所得金額 | 減免割合     |
|------------|----------|
| 300 万円以下   | 10 分の 10 |
| 400 万円以下   | 10 分の 8  |
| 550 万円以下   | 10 分の 6  |
| 750 万円以下   | 10 分の 4  |
| 1,000 万円以下 | 10 分の 2  |

※事業廃止により事業収入等が全て無くなった場合は、前年中の所得にかかわらず全額を免除する。

- ④ 原子力災害対策特別措置法の規定による避難等の世帯で、震災の日以後、町の国民健康保険の被保険者となった方 10 分の 10

- ⑤ 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

| 損害の程度    | 減免割合     |
|----------|----------|
| 全壊・大規模半壊 | 10 分の 10 |
| 半壊       | 10 分の 5  |

- ⑥ 主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明の世帯 10 分の 5

※減免項目が複数該当する場合は、最も減免割合の大きい項目を適用することができます。

※死亡等の事実が公簿等により確認できる場合、り災証明書に記載された被害の程度が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当する世帯は、減免申請があったものとみなし減免します。

## 介護保険料(第 1 号被保険者)の減免基準及び割合・・・・・・・・

- ① 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 10 分の 10
- ② 主たる生計維持者が行方不明の場合 10 分の 10
- ③ 住宅が損傷した場合

| 損害の程度    | 減免割合     |
|----------|----------|
| 全壊・大規模半壊 | 10 分の 10 |
| 半壊       | 10 分の 5  |

※被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に属する第 1 号被保険者は、損害を全壊とみなす。

- ④ 主たる生計維持者の事業収入、給与収入等が減少した場合

事業収入、給与収入等のいずれかの減少額(保険金より補填される金額を控除)が前年中の収入額の 10 分の 3 以上あり、前年中の総所得金額等のうち事業収入等以外の所得が 400 万円以下の方

| 前年中の合計所得金額 | 減免割合     |
|------------|----------|
| 200 万円以下   | 10 分の 10 |
| 200 万円超える  | 10 分の 8  |

※事業廃止により事業収入等が全て無くなった場合は、前年中の所得にかかわらず全額を免除する。

- ⑤ 原子力災害対策特別措置法の規定による避難者等で、震災の日以後、町の介護保険の被保険者となった方 10 分の 10
- ⑥ 主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明である世帯 10 分の 10

※減免項目が複数該当する場合は、最も減免割合の大きい項目を適用することができます。

※死亡等の事実が公簿等により確認できる場合、り災証明書に記載された被害の程度が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当する世帯は、減免申請があったものとみなし減免します。

# 後期高齢者医療保険料の減免基準及び割合・・・

(以下の減免基準及び割合は、福島県後期高齢者広域連合が定めています)

- ① 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 10分の10
- ② 主たる生計維持者が行方不明の場合 10分の10
- ③ 前年中の総所得金額等が 1,000 万円以下の方で、主たる生計維持者の事業収入等が減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が前年の当該収入額の 10 分の 3 以上であり、減少する事業収入等以外の所得が 400 万円以下の方。ただし、事業の廃止または失業による場合には、前年中の所得にかかわらず 10 分の 10

| 前年中の合計所得金額 | 減免割合     |
|------------|----------|
| 300 万円以下   | 10 分の 10 |
| 400 万円以下   | 10 分の 8  |
| 550 万円以下   | 10 分の 6  |
| 750 万円以下   | 10 分の 4  |
| 1,000 万円以下 | 10 分の 2  |

減免額＝対象保険料額（※）×減免割合

※対象保険料額＝保険料額×減少する事業収入等に係る前年中の所得金額／前年中の総所得金額等

- ④ 原子力災害対策特別措置法の規定による避難のための立ち退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難または退避を行なっている世帯 10分の10
- ⑤ 原子力災害対策特別措置法の規定による計画的避難区域および緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯 10分の10
- ⑥ 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた世帯  
り災証明書に基づく次の区分による

| 損害の程度    | 減免割合     |
|----------|----------|
| 全壊       | 10 分の 10 |
| 大規模半壊・半壊 | 10 分の 5  |

- ⑦ 被保険者（主たる生計維持者以外であるもの）が重篤な傷病を負った方または行方不明の方 10分の10

※減免項目が複数該当する場合は、最も減免割合の大きい項目を適用することができます。

※死亡等の事実が公簿等により確認できる場合、り災証明書に記載された被害の程度が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当する世帯は、減免申請があったものとみなし減免します。

## 減免申請の問い合わせ・手続き・・・・・・・・

- ・減免申請に関する問い合わせは、各担当窓口にお尋ねください。
- ・減免の申請期限は、平成 24 年 3 月 31 日までですが早めの申請をお願いします。

- ① 町民税、固定資産税、国民健康保険税 税 務 課 (☎2119)
- ② 介護保険料、後期高齢者医療保険料 健康福祉課 (☎2931)